

宿泊約款

●本約款の適用

(第1条)

- 当ホテルが締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められてない事項については、法令または慣習によるものとします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および、慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

●宿泊引受の拒絶

(第2条)

当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 満室（員）による客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊客またはホテル利用客に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。

●氏名等の明告

(第3条)

当ホテルは、宿泊日にさきだつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明示を求めることがあります。

- 宿泊者の氏名、性別、住所、職業および国籍
- その他当ホテルが必要と認めた事項

●予約金

(第4条)

- 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 前項の予約金は次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

●予約の解除

(第5条)

- 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、別表、違約金申受け規定により、違約金を申受けます。

ただし、団体客（ペイングメンバー15名以上のもとをいう、以下同じ）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日から後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受けした場合にはそのお引受けした日）における宿泊予約の人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる）については、この限りではありません。

2. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ予定到着時刻の明示をされている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。

(第 6 条)

当ホテルは、他に定める場合は除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 7 号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第 3 条第 1 号の事項の明示を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明示されないとき。
 - (3) 第 4 条第 1 号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
2. 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還いたします。

●宿泊の登録

(第 7 条)

宿泊者は、宿泊当日当ホテルの玄関帳場（フロントオフィス）において次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第 3 条第 1 号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

●チェックアウトタイム

(第 8 条)

1. 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は、午後 1 2 時とします。
 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申受けます。
- (1) 午後 2 時まで 室料金の 50%
 - (2) 午後 2 時すぎまで 室料金の全額

●営業時間等

(第 9 条)

当ホテルの施設の営業時間は、別記のとおりとします。

●料金の支払い

(第 10 条)

1. 料金の支払いは通貨または当ホテルが認めた旅行小切手もしくはクーポン券により、宿泊者の出発の際または当ホテルが請求したとき当ホテルの玄関帳場（フロントオフィス）において行っていただきます。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申受けます。

●利用規則の遵守

(第 11 条)

宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規約に従っていただきます。

●宿泊継続の拒絶

(第 12 条)

当ホテルは、お引受けした宿泊期間中でも、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 7 号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。
- (3) 従業員に対するハラスメント行為（暴言、人格否定、威圧的言動、差別的発言等）があったとき。
- (4) 合理的範囲を超え過剰なサービス提供を求めたとき
- (5) SNS や口コミサイト等への投稿を示唆し威圧的に要求を通そうとしたとき
- (6) 泥酔、薬物使用等により正常な判断が困難と認められるとき
- (7) その他、当ホテルの安全、秩序の維持に支障が生じると判断したとき

●宿泊の責任

(第 13 条)

1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルの玄関帳場（フロントオフィス）において宿泊の登録を行った時または客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するために客室をあけた時に終わります。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設を可能な限り斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

●駐車場の責任

(第 14 条)

宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は駐車場の場所をお貸しするものであり、車両の管理責任や第三者による加害の防止の義務まで負うものではありません。

●条項の分離性について

(第 15 条)

宿泊約款は、その一部が公的機関により違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存続するものとします。

利用規則

ホテルの公共性と安全性を確保するため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第 11 条にもとづき下記の規則をお守り下さるようお願い致します。

この規則で定められた事項をお守り願えないときは、宿泊約款第 12 条により宿泊の継続をおことわりさせていただくことがあります。

●記

- 1.客室内で暖房用、炊事用の器具等のご使用にならないで下さい。
- 2.館内（バルコニー含む）での喫煙はなさないで下さい。別途違約金（原状回復費 10 万円）を申し受けます
- 3.ロビー及び客室内に次のようなものをお持ちにならないで下さい。
 - (イ)動物、鳥類（ペット類）
 - (ロ)著しく悪臭を発するもの。
 - (ハ)火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの。
 - (ニ)適法に所持を許可されていない銃砲刀剣類。
 - (ホ)著しく多量な物品。
- 4.ホテル内で、賭博及び風紀を乱すような行為、又は他のお客様に迷惑を及ぼすような言動はなさないで下さい。
- 5.訪問客を客室にご案内なさないで下さい。
- 6.客室やロビーを事務所及び展示室がわりにご使用なさないで下さい。
- 7.ホテル内でのお客様に広告物を配布するような行為はなさないで下さい。
- 8.ホテル外から飲食物等のご注文やお持ち込みはなさないで下さい。
- 9.お預かりのお洗濯物やお忘れ物の保管は、ご出発後 6 ヶ月とさせていただきます。その後の処理につきましては法に基づいて取扱わせて頂きます。
- 10.館内の諸設備及び諸物品についてのお願い。
 - (イ)その目的以外の用途にご使用なさないで下さい。
 - (ロ)ホテルの外に持出さないで下さい。
 - (ハ)他の場所に移動したり加工したりなさないで下さい。
- 11.客室は、ご宿泊以外の目的にはご使用なさないでください。
- 12.ホテルの外観を損なうような物品を窓にお掛けにならないで下さい。
- 13.窓から物品をお投げにならないで下さい。

お願い

- 1.お部屋の鍵は自動施錠になっております。在室中或はお部屋から出られるときは必ずお確かめください。
なお外出やご出発の際には鍵を 1 階フロントへお渡し下さい。
- 2.お近くの非常口の位置をお確かめ下さい。非常の場合はフロントへ至急ご通報下さい。
(フリーダイヤル：0120-21-9320)
- 3.現金、貴重品等はフロントにお預けの上、引換券をお受け取り下さい。それ以外の場所での紛失について責任を負いかねます。

4.ゆかた、スリッパ等のままで客室からお出になることはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

5.チェックアウトタイム午後 12 : 00

ご出発日は午後 12 : 00 までにお部屋をおあけ下さい。

(宿泊プランによってはチェックアウト時間がことなる場合がございますので、フロントまでご確認ください。)

6.お会計はご到着の際ご清算下さい。又はフロント会計から勘定書の提示がございましたらその都度お支払い下さい。

7.当館は全館禁煙でございます。喫煙されるお客様は指定の喫煙場所をお願い致します。

宿泊約款の変更および違約金

宿泊約款の変更

1. 宿泊約款は民法上の定型約款に該当し、宿泊約款の各条項は宿泊者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
2. 宿泊約款の変更は、宿泊約款の変更内容がこのウェブサイト上で公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

附則

最終変更掲載日 2026 年 2 月 1 日

効力発生日 2026 年 3 月 1 日

違約金申受け規定

(1)一般客

- イ 宿泊日の前日に解除した場合 宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 20%
- ロ 宿泊日当日に解除した場合 宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 100%
- ハ 不泊の場合 宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 100%

(2)団体客 (15 名以上 62 名以下の場合)

- イ 宿泊日の 9 日前の日から宿泊日の 2 日前の日までに解除した場合 宿泊者 1 人につきその宿泊 1 日目の宿泊料金 10%
- ロ 宿泊日の前日に解除した場合 宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 20%
- ハ 宿泊日当日に解除した場合 宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 100%
- ニ 不泊の場合 宿泊者 1 人につきその宿泊第 1 日目の宿泊料金の 100%

以上